

相続に関する相談事例

～ 役員死亡退職金の支払い ～

その17

シリーズで、相続に関する相談事例について解説しています。第17回目は、「役員死亡退職金の支払い」について解説します。

1. 死亡退職金の課税関係

被相続人の死亡を原因として相続人その他の者が、その被相続人に支給されるべきであった退職金で被相続人の死亡後3年以内に支給が確定したものの支給を受けた場合には、相続又は遺贈により取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります（相法3①二）。

この「支給が確定したもの」とは、被相続人に支給されるべきであった退職金の額が被相続人の死亡後3年以内に確定したものをいい、実際に支給される時期が被相続人の死亡後3年以内であるかどうかを問いません。この場合において、支給されることは確定していてもその額が確定していないものについては、支給が確定したものには該当しません（相基通3-30）。しかし、被相続人の死亡後3年経過後に確定した退職金のように、被相続人の所得には該当せず、相続税の課税対象にもされないものは、その支払いを受ける遺族の一時所得として取扱われます（所基通34-2）。

2. みなし相続財産と一時所得のいずれが有利か

法人税は退職金の支給額が確定した事業年度の損金の額に算入されることになります。被相続人が所有する株式の相続税評価額は、評価対象会社が「大会社」以外の会社規模区分に該当する場合には、純資産価額の計算において死亡退職金が債務に計上されることから株価が低く評価されることがあります。

共同相続人間での争いがなく、かつ、株主及びその会社の役員が相続人で占められている場合などでは、総合的に勘案して、死亡退職金の支給時期を決めることが肝要です。

死亡退職金が「みなし相続財産」か、遺族の「一時所得」かによる有利不利について設例で検証することとします。

【設例】

1. 被相続人 父（令和8年4月死亡）

2. 相続人 長男・長女

3. 遺産の総額と遺産分割

① 5億円（法定相続分の割合で相続する）

② 10億円（法定相続分の割合で相続する）

4. A社（大会社）の代表取締役であった父の死亡退職金 1億円。

令和8年6月に株主総会において、以下のように決議された。

① 父の退職金を長男及び長女にそれぞれ5,000万円を支給する。

② 父の退職金を長男及び長女に支給する旨の決議が行われたが、支給額は、令和11年5月に取締役会で長男及び長女にそれぞれ5,000万円を支給する旨、決議された。

（※）長男及び長女の令和11年の所得税の課税所得金額は1,000万円と仮定する。

6. 相続税等の計算

（単位：万円）

	退職金がみなし相続財産である場合				退職金が遺族の一時所得である場合			
	遺産の額5億円		遺産の額10億円		遺産の額5億円		遺産の額10億円	
	長男	長女	長男	長女	長男	長女	長男	長女
相続財産	25,000	25,000	50,000	50,000	25,000	25,000	50,000	50,000
死亡退職金	5,000	5,000	5,000	5,000	—	—	—	—
同上非課税金額	△500	△500	△500	△500	—	—	—	—
課税価格	29,500	29,500	54,500	54,500	25,000	25,000	50,000	50,000
相続税の総額	19,260		44,000		15,200		39,500	
各人の算出税額	9,630	9,630	22,000	22,000	7,605	7,605	19,750	19,750
所得税等	—	—	—	—	1,182	1,182	1,182	1,182
合計税額	19,260		44,000		17,574		41,864	

この設例の場合、退職金が遺族の一時所得である方が有利となります。

（文責：山本 和義）